

令和４年第３回農業委員会総会議事録										
開催年月日		令和４年３月２５日（金）								
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前　９時００分			議　長	進　藤　貴　一			
		閉 会	午前　９時３５分			議　長	進　藤　貴　一			
議　長	進　藤　貴　一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農　業　委　員				推　進　委　員					
	席次番号	氏　　　名		摘要	席次番号	氏　　　名		摘要		
	１	岡　安　広		出席	１	長　澤　い　と		出席		
	２	岩　上　賢		出席	２	川　野　信　之		出席		
	３	関　山　功　一		出席	３	齋　藤　光　則		出席		
	４	進　藤　貴　一		出席	４	渡　邊　明　子		出席		
	５	江　原　健　治		出席	５	神　田　　　潔		出席		
	７	山　下　幸　一		出席	６	小　林　一　夫		出席		
	８	吉　田　敏　雄		出席	７	安　野　和　好		出席		
	９	大　山　峰　夫		出席	８	清　水　　　清		欠席		
	１０	安　藤　富司夫		出席	９	今　泉　志　江		欠席		
	１１	荒　井　　　肇		欠席						
	１２	齋　藤　美佐夫		出席						
	１３	江　口　泰　夫		出席		出席者		１９名		
	１４	小　島　俊　雄		出席		欠席者		３名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者						
事務局		事務局長	佐々木　雅美			局長補佐		本村　剛士		
		主査	大塚　一隆			主任		塩村　孝太郎		
説明員		主査	大塚　一隆			主任		塩村　孝太郎		
		農政課	新井　和久			農政課		大寫　康正		
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画の決定について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から令和4年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席は農業委員12名、推進委員7名でございます。 こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に関山委員、江原委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前にお配りした総会資料中、2から5ページ目の議案番号4の案件については、申請の取下げがありましたので、今回の総会では審議を行わないこととなりました。よって日程及び議案番号がそれぞれ繰り上がります。お手数ですが、資料の訂正をお願いします。 また、協議報告事項3の17・18ページの借受人に誤りがありましたので、机に配布している資料との差替えをお願いします。
<u>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の6ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。 申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断され、転用は不許可となりますが、昭和45年の都市計画法による市街化調

事務局	整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和４３年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われます。 番号２につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。 申請地につきましては、昭和４５年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 農地区分につきましては、１０ha以上の一団の農地であることから、第１種農地と判断され、転用は不許可となりますが、昭和４５年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和４４年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回、番号１の農地法第４条の規定による許可申請の農地について、３月２０日に現地確認をいたしました。現地案内図２ページをご覧ください。内容については事務局説明のとおりであり、昭和４５年以前からすでに住宅として利用されており、転用の理由等から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回、番号２の農地法第４条の規定による許可申請の農地について、３月２０日に現地確認をいたしました。現地案内図３ページをご覧ください。内容については事務局説明のとおりであり、昭和４５年以前からすでに住宅として利用されており、転用の理由等から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質議等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第４号については、原案のとおり決定します。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第 2 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。

事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は 4 件でございます。

総会資料の 7 から 8 ページ目を御覧願います。

番号 1 につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、市内の貸家で生活しておりますが、子供の成長と共に手狭で不便になったため、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

番号 2 につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、農作物処理加工施設として転用するための申請です。

譲受人につきましては、農業法人を営んでおり、作物の収穫、出荷作業、物流会社への引渡しまで同一敷地内で対応することで、より効率的な生産性を確保するために申請がなされたものです。

農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地であることから、第 1 種農地と判断され、通常、転用は不許可となりますが、農作物処理加工施設は農地法施行令の不許可の例外に該当するため転用可能となります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

番号 3 につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、市内の貸家で生活しておりますが、子供の成長と共に手狭で不便になったため、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

事務局	番号4につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の実家で生活しておりますが、子供の成長と共に生活リズムが合わなくなったため、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号1，4の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号1，4の農地法第5条の規定による許可申請の農地について、3月18日に現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりです。現地案内図4ページをご覧ください。申請地周辺〇〇km以内に学校及び高速道路、陸橋等があります。 すでに近隣には住宅が点在しており、市街化の発展する地域と思われます。また、申請地周辺は10ha以上の農地の広がりは見られませんでした。申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	続きまして番号2の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号2の農地法第5条の規定による許可申請の農地について、3月21日に現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりです。現地案内図5ページをご覧ください。 申請地隣地には、申請人所有の既存施設があり、今回の申請地と併せて一体利用する形となります。また、申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	続きまして番号3の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	番号3の農地法第5条の規定による許可申請の農地について、3月19日に現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりです。現地案内図6ページをご覧ください。申請地周辺〇〇km以内に駅及び学校等があります。 すでに近隣には住宅が点在しており、市街化の発展する地域と思われます。また、申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。本案につきましては議事参与制限があるため、番号3を除く案件について、始めに御意見・御質疑等を伺います。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

議長	[質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、番号３を除く案件については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
議長	[異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって本案のうち、番号３を除く案件については、原案のとおり決定します。 続きまして、委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
議長	[委員、一時退室] 番号３について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
議長	[質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、番号３については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって本案のうち、番号３については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。 [委員、入室]
議案第６号 白岡市農用地利用集積計画の決定について	
議長	日程第３ 議案第６号 白岡市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 [農政課職員、入室]
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第６号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 本計画の農地につきましては、平成２８年度に農地中間管理事業を利用して、埼玉県農林公社を通じ、●●(株)が借受けている農地でございます。

農政課

今年度、貸借期間が令和４年７月６日で満了となることから、●●(株)及び土地所有者に対し、期間更新について意思を確認したところ、資料のとおり期間更新の申出があったため、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画を作成したものです。

再設定件数 ○件、筆数 △筆、面積 □□□□㎡
合計件数 ○件、合計筆数 △筆、合計面積 □□□□㎡

となっております。計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。

本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、中間管理事業を通ず利用権設定となるため、令和４年７月７日からとなります。

また、申し訳れございませんが、９ページの白岡市農用地利用集積計画（案）の頭紙に、告示日がございますが、貸借の開始日が誤って記載されてしております。日付については削除いただきますようお願いいたします。

なお、告示日につきましては、農業委員会総会で御審議いただいた後農業委員会から、会長名で「利用集積計画の決定について」の通知をいただきそれをもとに、市は告示の決裁を取ります。そのため、告示日は３月末から４月頭頃となる見込みでございます。

内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

農政課からの説明は、以上でございます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案につきましては、原案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第６号については、原案のとおり決定します。

以上をもちまして、議案第４号から第６号に係る議事を終了いたします。

引き続き協議報告会を開催いたします。

協議報告事項１ 農地法第４条第１号第８号の規定による転用届出に対する専決処分

協議報告事項２ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分

議長	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 3 件でございます。 総会資料の 1 3 から 1 4 ページ目を御覧願います。 番号 1 及び 3 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 2 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 4 件でございます。 総会資料の 1 5 から 1 6 ページ目を御覧願います。 番号 1 及び 2 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 3 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 4 につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 続きまして、協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について でございますが、今回報告は 4 件でございます。 総会資料の 1 7 から 1 8 ページ目を御覧願います。 番号 1 及び 2 につきましては、令和 4 年 2 月 8 日に解約されたものです。 番号 3 につきましては、令和 4 年 1 月 3 1 日に解約されたものです。 番号 4 につきましては、令和 4 年 2 月 2 0 日に解約されたものです。 ※それぞれの解約理由としては、 番号 1 は、別の耕作者が借りることになったため 番号 2 は、送電施設工事に係る一時使用のため 番号 3 は、耕作条件に支障があるため 番号 4 は、耕作者の死亡により、相続人では耕作不可能なため、となります。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑もないようですので、協議報告事項４その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○農業委員活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ・新年度分の２０２２年版 活動記録簿の配布については、納品され次第配布させていただきます。 つきましては、４月以降の活動内容については、お配りしている様式を一時的に御利用いただき、そちらに記入をお願いいたします。 また、来月の総会では２０２２年３月分の内容を確認させていただきますので、提出をお願いします。 ○緊急連絡網登録書 農地利用最適化推進１・１・１運動報告書 令和３年度農地活用世話人活動実績報告 の提出について ・先月お願いしました緊急連絡網登録書、農地利用最適化推進１・１・１運動報告書、令和３年度農地活用世話人活動実績報告につきまして、御提出ありがとうございました。未提出の方については、後ほど回収させていただきます。 ○来月の農地パトロールについて ・４月 ５日（火） 関山委員・篠津地区推進委員 ・４月１９日（火） 進藤委員・大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ※上記で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 ○来月の総会について ・４月２５日（月）午前９時 ※新型コロナウイルスの影響により、開催方法等については改めてご連絡させていただきます。 ※議事録署名委員の関山委員、江原委員の両委員は来月署名をお願いします。 以上で、協議報告事項４その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通して御意見・御質疑等ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【開会 午前９時３０分】

